

# 岐阜県公報

令 和 元 年 十 月 十 一 日 (金曜日)

告 示

目 次  
告 示

道路の区域変更  
道路の供用開始

公安委員会告示

地域交通安全活動推進委員の委嘱

監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表

定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表

財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表

公示

入会林野整備計画の認可

公共測量の実施

正 誤

保安林の指定の解除の予定中訂正

(道路維持課) 二八七  
(同) 二八八

(交通企画課) 二八八

(監査委員) 二八九  
(同) 二九三  
(同) 二九七

(森林整備課) 二九八  
(用地課) 二九八

(揖斐農林事務所) 二九九

岐阜県告示第一百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。  
なお、その関係図面は、令和元年十月十一日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月十一日

岐阜県知事 古 田 筆

県道		類の道路種路	
茶屋新田線		路線名	区間
同地先まで 同市同字同一六一番	一本巣市北野字唐一五四番		
	一地先から 同地先まで 同市同字同一六一番		
四・三	三・二	ル(メートル)	敷地の幅
三・六	三・六	ル(メートル)	延長
			備考

岐阜県告示第一百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。  
なお、その関係図面は、令和元年十月十一日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課

及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

国一般道	類の道種路
五百六十号	路線名
大垣市上石津町前ヶ瀬上多良入会字小倉一番一地先地内	区間
八・三	ル(メート)長延
元・令和二年九月	供用開始の期日
平成二十九年九月	備考(ほ示変定期間の又区域)

岐阜県告示第一百五十八号  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を開始するので告示する。  
なお、その関係図面は、令和元年十月十一日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	類の道種路
白下川呂線	路線名
加茂郡白川町河岐字大谷一〇五八番六地先から同郡同町同地先まで	区間
後	前
一〇・五・〇	一〇・五・二
一三・九	一三・九
	ル(メート)長
	備考

岐阜県告示第一百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年十月十一日から一週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	類の道種路
養老公園線	路線名
養老郡養老町石烟子閔鎮一三五九番三地先から同郡同町同地先まで	区間
二六番一地先まで	ル(メート)長
一四	供用開始の期日
一一四・〇	備考(ほ示変定期間の又区域)
元・令和二年九月	備考(ほ示変定期間の又区域)
平成二十九年九月	備考(ほ示変定期間の又区域)

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一百八条の二十九第一項の規定により、地域交通安全活動推進委員会を次のとおり委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第七号）第一条第二項の規定により告示する。

令和元年十月十一日

岐阜県公安委員会

委員長 林

正子



## 報 告 書

## 2 総務部（1機関）

実施機関名	実施年月日
職員厚生課	令和元年 8 月 28 日

## 【監査の結果】

特に指摘し、又は指導する事項はなかった。

## 3 清流の国推進部（6機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
清流の国づくり政策課	令和元年 8 月 9 日	地域振興課	令和元年 8 月 8 日
外国人活躍・共生社会 推進課	令和元年 8 月 2 日	市町村課	令和元年 8 月 28 日
競技スポーツ課	令和元年 8 月 28 日	ねんりんビック推進事務局	令和元年 8 月 5 日

## 【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
地域振興課	指摘事項	ミナモリINEスタンプ配信に係る収入事務において、契約者からの送金完了メールが誤って削除され、担当者が分配金（1件 8,860 円）の専用口座への振込みに気付かなかつたため、取扱が 1か月以上遅延していたので、今後は適正に処理されたい。

## 4 危機管理部（1機関）

実施機関名	実施年月日
消防課	令和元年 8 月 28 日

## 【監査の結果】

特に指摘し、又は指導する事項はなかった。

## 5 環境生活部（6機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
環境生活政策課	令和元年 8 月 9 日	県民生活課	令和元年 8 月 28 日
私学振興・青少年課	令和元年 8 月 7 日	人権施策推進課	令和元年 8 月 28 日
統計課	令和元年 8 月 8 日	文化創造課	令和元年 7 月 30 日

## 【監査の結果】

次のとおり指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
統計課	指導事項	外付けハードディスクの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用していたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。

本庁の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

機 関 名	区 分	内 容
文化創造課	検討事項	岐阜県民文化祭・ぎふ文化の祭典ひだ・みの創作オペラ「岐阜県民文化祭・ぎふ文化の祭典ひだ・みの創作オペラ」開催事業において、下記のとおり、事業の効率性、有効性の観点から疑惑が認められるので、今後、開催方法を見直すなど、より効率的、効果的なものとなるよう、事業のあり方について十分検討されたい。 予算要求時の県単独補助金事業評価調書によれば、この補助事業の事業目標は、「文化芸術活動へ参加する県民の更なる増加、また、新たな文化の創造及び地域の伝統文化の継承が、自律的な文化活動を確立させる」ことであるとされており、また、目標の達成度を示す目標は、ひだ・みの創作オペラ入場者数で、その数値目標は 1,000 人とされている。 平成 30 年度には初演から 20 周年を迎えることから、以降 3 年間、特別事業として過去の演目のうち評判の良かった作品又は再演を望む声が多い作品を「ぎふ清流文化プラザ」を会場として一堂に披露し、20 年間の取組の成果を県内外に強く発信するとして、平成 30 年度は例年より多額の事業費 25,024 千円（前年度 13,318 千円）により実施した。 その結果、出演者は 3 地域（岐阜、東濃、飛騨）から 143 人（前年度 54 人）となり、「文化芸術活動へ参加する県民の更なる増加」という事業目標に一定程度寄与するものとなつたと認められるが、一方で入場者数は、収容人員が 500 人（ステージ構成により変動。実質は 370 人程度）である「ぎふ清流文化プラザ」を会場として 1 日のみの開催となつていたことなどから、372 人（前年度 820 人）と目標を大きく下回り、過去最低となつた。 平成 31 年度当初予算資料における開催計画も平成 30 年度と同様となっており、このまま実施されば入場者数の大幅な増加は期待できない。「20 年間の取組の成果を県内外に強く発言する」ために、入場者数増加のための方策等、事業のあり方についての検討が必要であると思料される。

6

健康福祉部(11機関)

実施機関名 実施年月日 実施機関名 実施年月日

健康福祉政策課	令和元年8月26日	医療整備課	令和元年8月7日
国民健康保険課	令和元年8月8日	医療福祉連携推進課	令和元年8月19日
生活衛生課	令和元年8月28日	業務水道課	令和元年8月23日
高齢福祉課	令和元年8月8日	障害福祉課	令和元年8月5日
男女共同参画・女性の活躍推進課	令和元年8月23日	子育て支援課	令和元年8月22日
子ども家庭課	令和元年8月22日		

## 【監査の結果】

次のとおり指摘し、又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
健康福祉政策課	指導事項	物品の管理事務において、岐阜県福祉・農業会館の指定管理者と県が締結している基本協定書(平成30年2月13日締結)における管理対象物品は55件であったが、実際に貸し付けていた物品は57件(平成30年度物品総点検確認時点)となっており不整合が生じていたので、速やかに指置することともに、今後は適正に処理されたい。
指導事項	指導事項	外付けハードディスクの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用していた。
医療整備課	指導事項	第三次開催期医療機関ネットワーク事業業務委託に係る支出手務において、委託業務契約書に支払の期限は請求書を受領した日から30日以内の日と規定されているところ、これを超えて支払が行われていたので、今後は適正に処理されたい。
指導事項	指導事項	岐阜県強度行動障がい医療支援センター設置事業業務委託に係る契約事務において、契約締結後に委託業務契約書で定めた実施計画書を提出させるべきところ、これを行わせていかなかったので、今後は適正に処理されたい。

本庁の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。  
機関名 区分 内容

医療整備課	検討事項	岐阜県ドクターへり導入事業費補助金の交付事務について、補助金交付要綱で変更交付申請の提出期限は1月15日と規定されているところ、期限後の3月29日に申請が行なわれていた。当該補助事業は国庫補助事業(以下「国補助」という。)で措置されているドクターへりの運転経費等の不足分について、県単独補助事業(以下「県単補助」という。)として予算措置しているものである。
指導事項	指導事項	当該補助事業は国庫補助事業(以下「国補助」という。)で措置されているドクターへりの運転経費等の不足分について、県単独補助事業(以下「県単補助」という。)として予算措置しているものである。
指導事項	指導事項	国庫補助は、補助金額の増額や事業内容に変更があった場合、変更交付申請を行う必要があり、その際には国補助と県単補助の変更申請を併せて行うため、国補助の変更交付申請の提出期限(1月20日)の5日前の日を県単補助の提出期限と規定している。しかし、国補助は、開始された平成28年度以降、当初交付申請時に基準額を全額申請しており、事業内容の変更も見込まれないことがら、現実的に変更交付申請を提出する可能性は極めて低く、平成28年度以降提出された実績もない。
指導事項	指導事項	一方、県単補助については、事業の性質上、年度末まで事業量及び補助対象経費が確定せず、現在の補助金交付要綱に定められている変更交付申請の提出期限を遵守することは実務上困難である。これらのこと踏まえた上で、提出期限の見直しなど適正な交付手続のあり方を検討されたい。

7 商工労働部（11機関）			
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
労働雇用課	令和元年 8 月 21 日	産業人材課	令和元年 8 月 21 日
企業誘致課	令和元年 8 月 2 日	産業技術課	令和元年 8 月 5 日
新産業・エネルギー振興課	令和元年 8 月 28 日	航空宇宙産業課	令和元年 8 月 23 日
地政産業課	令和元年 8 月 5 日	観光企画課	令和元年 8 月 19 日
閣ヶ原古戦場整備推進課	令和元年 8 月 23 日	海外戦略推進課	令和元年 8 月 19 日
国際交流課	令和元年 8 月 28 日		

## 【監査の結果】

次のとおり指摘し、又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
企業誘致課	指摘事項	管理職員特別勤務手当の支給事務において、人事給与システムへの入力を失念していたことにより、1件5,000円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
指導事項	外付けハードディスクの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。	
1	3年以上前に利用許可を受けた外付けハードディスクについて、申請当時の利用者が異動した後も返却の手続を行わず、後任者が引き継ぎ利用していた。	
2	外付けハードディスクを情報セキュリティ取扱管理者に返却した場合には、「U S Bメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に解除日等を記載することとなっているが、これを行っていなかった。	
航空宇宙産業課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料45,651円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

9 県土整備部（8機関）			
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
建設政策課	令和元年 8 月 26 日	用地課	令和元年 8 月 21 日
技術検査課	令和元年 8 月 28 日	道路建設課	令和元年 8 月 19 日
道路維持課	令和元年 8 月 21 日	河川課	令和元年 8 月 22 日
砂防課	令和元年 8 月 22 日	犀川管理事務所	令和元年 8 月 22 日

## 【監査の結果】

次のとおり指摘し、又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
道路建設課	指導事項	I C レコーダーの管理事務において、「U S Bメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員がI C レコーダーを利用していたので、今後は適正に処理されたい。
海外戦略推進課	指導事項	特殊勤務手当の支給事務において、従事した時間が午前10時をまたいた場合は2日分として入力となるが、人事給与システムに誤って1日分として入力したことにより、防災等作業手当（危険作業）1件、100円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
指導事項	砂防課	砂防課が策定した岐阜県砂防施設長寿命化計画（平成26年3月策定。以下「計画」という。）において、補修・改築（以下「補修等」という。）が必要となった砂防施設261箇所について順次着手するほか、平成25年度に実施した緊急点検以降に新たに補修等が必要となつた箇所について計画に反映していくとしている。しかし、計画に基づく管理事務において、定期点検を実施していない土木事務所や点検結果を砂防課に報告してい

# 岐 阜 縿 公 報

ない土木事務所があり、また、砂防課は土木事務所から点検結果を集計しておらず、県内で補修等が必要な砂防施設の現状等が把握できていなかったので、土木事務所への指導を含め、今後は適正に処理されたい。

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
都市政策課	令和元年8月9日	都市整備課	令和元年8月2日
建築指導課	令和元年8月28日	住宅課	令和元年8月28日

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条第十一項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

教育委員会（4機関）	実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
教育総務課	令和元年8月9日	教職員課	令和元年8月28日	
教育研修課	令和元年8月28日	学校安全課	令和元年8月28日	

### 【監査の結果】

実施機関名	実施年月日
選舉管理委員会事務局	令和元年8月28日

### 【監査の結果】

監査報告書															
令和元年10月11日															
<b>10 都市建築部（4機関）</b>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関名</th><th>実施年月日</th><th>実施機関名</th><th>実施年月日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市政策課</td><td>令和元年8月9日</td><td>都市整備課</td><td>令和元年8月2日</td></tr> <tr> <td>建築指導課</td><td>令和元年8月28日</td><td>住宅課</td><td>令和元年8月28日</td></tr> </tbody> </table>				実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日	都市政策課	令和元年8月9日	都市整備課	令和元年8月2日	建築指導課	令和元年8月28日	住宅課	令和元年8月28日
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日												
都市政策課	令和元年8月9日	都市整備課	令和元年8月2日												
建築指導課	令和元年8月28日	住宅課	令和元年8月28日												
<p>【監査の結果】</p> <p>特に指摘し、又は指導する事項はなかった。</p>															
<b>11 教育委員会（4機関）</b>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関名</th><th>実施年月日</th><th>実施機関名</th><th>実施年月日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td><td>令和元年8月9日</td><td>教職員課</td><td>令和元年8月28日</td></tr> <tr> <td>教育研修課</td><td>令和元年8月28日</td><td>学校安全課</td><td>令和元年8月28日</td></tr> </tbody> </table>				実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日	教育総務課	令和元年8月9日	教職員課	令和元年8月28日	教育研修課	令和元年8月28日	学校安全課	令和元年8月28日
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日												
教育総務課	令和元年8月9日	教職員課	令和元年8月28日												
教育研修課	令和元年8月28日	学校安全課	令和元年8月28日												
<p>【監査の結果】</p> <p>特に指摘し、又は指導する事項はなかった。</p>															
<b>12 その他（1機関）</b>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関名</th><th>実施年月日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙管理委員会事務局</td><td>令和元年8月28日</td></tr> </tbody> </table>				実施機関名	実施年月日	選挙管理委員会事務局	令和元年8月28日								
実施機関名	実施年月日														
選挙管理委員会事務局	令和元年8月28日														
<p>【監査の結果】</p> <p>特に指摘し、又は指導する事項はなかった。</p>															

## I 平成30年度及び令和元年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

## 1 平成30年度

区分	監査結果			(単位:件)
	指摘事項	措置済	今回措置を講じたもの	
指導事項	A 89	B 88	C 0	1 A+B-C
指導事項	99	99	0	0
検討事項	5	5	0	0
計	193	192	0	1

## 2 令和元年度

(単位:件)

区分	監査結果			未措置
	指摘済	今回措置を講じたもの※	未措置	
指摘事項	A 30	B 0	C 8	22 A+B-C
指導事項	32	0	10	22
検討事項	1	0	0	1
計	63	0	18	45

※「今回措置を講じたもの」については、令和元年8月29日及び8月30日に知事等関係機関から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課

に對し是正若しくは改善を求める事項

け及び運転時の注意事項の啓發を行い、交通安全意識の徹底と事故防止の啓發を繰り返し行い、交通事故の再発防止に努めている。

さらに、若手職員を対象とした運転技能研修を独自に行い、運転技術向上に図った。

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜高等学校	行政財産の目的外使用に係る管理費の収入事務において、調定(1件120円)が行われていなかつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	予備監査後、直ちに調定を行い、令和元年5月31日に収入した。

岐阜総合学園高等学校	ボリュームピュニル廃棄物処理委託に係る契約事務において、予定価格が100万円を超えているにもかかわらず、契約審査会の審査を受けることなく随意契約を行っていたので、今後は適正に処理された。	今後は、各業務の契約を行う際、契約審査会の審査の要否を複数の職員によりチェックすることを徹底し、再発防止及び適正な会計事務処理に努める。
岐阜商業高等学校	物品の管理事務において、教育情報ネットワーク端末など28件(取得価格計4,141,466円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。	亡失した物品について、物品処分等調査を作成し、物品一覧表から除外を行った。また、職員会議において、亡失の事実、亡失に至ったと思われる原因、今後の物品管理の徹底及び物品の管理責任について説明し、管理意識の向上を図った。

機関名	監査結果	講じた措置
東部広域水道事務所	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕費240,980円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について努めるよう厳重に注意、指導を行った。所屬としては、地元警察署の協力を得て、交通安全に関する職場研修を実施した。また、毎週の課長・場長会議の場で交通安全に関する資料を配布、毎日の朝礼時には出張者の体調の確認と安全運転の声かけ	当該職員に対しては、所属長より交通安全意識を徹底し、交通事故の再発防止に努めるよう厳重に注意、指導を行った。今後は、物品を廃棄する際には、供用主任者と事務職員間で連携を取り、確実に物品台帳の処理を行うなど、物品の適正な管理を行うとともに、現物実査において物品

東濃高等学校	物品の管理事務において、積重型カード容器など8件(取得価格計942,632円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められた。	の所在確認を確実に行い、亡失が発生しないよう再発防止に努める。 事故発生の報告を受け、直ちに現場確認を行い、応急処置を実施した。また、校舎周辺を点検し、他に危険箇所がないかを確認した。 また、職員会議で事故について説明し、強風時には安全な場所に駐車するよう注意喚起を行った。 今後は、定期的に施設の破損の有無を点検するとともに、台風等による荒天が予想される際には、危険箇所の確認及び職員や来庁者に対して注意喚起を行い、事故の未然防止に努める。
飛驒神岡高等学校	物品の管理事務において、ノンリニア編集機など36件(取得価格計11,261,698円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。	の所在確認を確実に行い、亡失が発生しないよう再発防止に努める。 事故発生の報告を受け、直ちに現場確認を行って、応急処置を実施した。また、校舎周辺を点検し、他に危険箇所がないかを確認した。 また、職員会議で事故について説明し、強風時に駐車するよう注意喚起を行った。 今後は、定期的に施設の破損の有無を点検するとともに、台風等による荒天が予想される際には、危険箇所の確認及び職員や来庁者に対して注意喚起を行い、事故の未然防止に努める。
岐阜北高等学校	生徒用机天板の修繕及び生徒用椅子の調達の要請事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 隨意契約を締結しようとするときは、原則として2人以上の者から見積書を提出させなければならないが、緊急の必要により随意契約をするに当たり、見積合せをしていたのは、時期を失し、契約の目的を達成することができないとの説明などを明らかにした説明書を作成しないまま、一者のみから見積書を提出させていた。 2 支出金請求書を、請求書を受理した日よりも早い日付で起算して受け取る。	関係書類の内容確認等、会計事務の手続について、誤った事務処理を防止するため、職員に対し岐阜県会計規則の遵守徹底を図った。今後は、会計員や出納員等、複数人によるチェックを強化し、再発防止に努める。

## (2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

教育委員会	機関名	監査結果	講じた措置
岐阜北高等学校	ノート型パソコンの修繕に係る支出事務において、見積書が収取されていなかったので、今後は適正に処理されたい。	会計職員全員が見積書を収取すべき契約について再確認を行った。 今後は、事前決算時に、契約の内容や予定価格など見積書の収取要件について複数職員による確認を徹底し、適正な事務処理に努める。	

岐阜総合学園高等学校	物品の管理事務において、購入した4尺旋盤用安全装置11セットの取得価格を950,400円として物品登録すべきところ、取付け費用1,593,000円を含めた合計513,400円で物品登録していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	監査後速やかに、当該物品における適正な物品再登録の措置をとった。 今後は、適切な取得価格により物品登録を行っているか会計書類と契合して確認するとともに、複数職員でのチェックを徹底し、再発防止に努める。
------------	---	---

岐阜城北高等学校	公務中に投影機を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料66,960円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	事故発生後速やかに、企画委員を通じて全職員へ備品等物品の取扱いについて注意喚起し、その後の職員会議においても再掲防歟のために以下の注意事項を再度周知徹底した。 1 県の物品を亡失し、又は損傷させた場合、その程度・状況により職員に厳重任が生ずることがあること。 2 精密機器はもとより物品の移動は慎重かつ丁寧に行い、設置に際しては安定した場所にすること。 3 投影機の仕様にあたっては、時間に余裕をもって設置調整及び投影テストを行うこと。 翌月以降も企画委員会及び職員会議において、事務長から全職員に対して物品の適切な取扱いについて継続して注意喚起を行い、再発防止に努めている。
大垣養老高等学校	S Dカードの管理事務において、情報セキュリティ取扱管理者は、「U S Bメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に必要な事項を記載させないまま職員に利用させており、また、当日のみ利用させる予定であつたものを1か月以上、返却を求めていないものがあつたので、今後は適正化処理されたい。	職員会議において、外部記録媒体の管理及び利用に関する要領等に基づき、外部記録媒体の取扱い及び使用に関する手紙について周知徹底を行った。 今後は、情報セキュリティ取扱管理者による定期的な管理状況の確認と、職員の利用の都度、必要な事務処理の徹底を注意喚起し、再発防止に努める。
大垣松高等学校	建築基準法第12条定期点検等業務委託に係る契約事務において、契約書に完了検査の時期及び支払の時期が具体的に記載されていなかったので、今後は適正に処理されたい。	令和元年度に締結している全ての契約について、契約書を確認したところ、同様の記載漏れはなかった。 今後は、会計書類の決算時に、岐阜県会計規則の規定に即した処理がなされているかについて複数人によるチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。
土岐陵高等学校	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料97,200円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	事故発生翌日の職員朝会時に校長から事故発生の事実及び原因について全職員へ周知し、パソコンの適切な使用と管理について注意喚起を行った。 また、後日開催された職員会議の際に物品の適正な管理について資料を配布し、改めて全職員を対象に研修を実施した。

吉城高等学校  
貨物物品ご係る物品管理事務において、貸付期間が3ヶ月を超えているにもかかわらず、あらかじめ知事の承認を得ていないなかで、今後は適正に処理されたい。

今後は、貸付依頼があった場合は使用頻度等を踏まえて適当な貸付期間を判断し、貸付期間が3ヶ月を超える場合は事前承認の手続を行うよう、継続的に職員へ周知徹底を行い、適正な物品管理事務に努める。

今後も、職員会議等の機会を捉えて繰り返し職員に周知を行い、再発防止の徹底を図る。

時間外勤務手当等の支給事務において、時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当を支給しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。

指導事項について、会計事務担当職員に對し岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び同条例施行規則に基づいた適正な給与事務を行うよう、指導を行った。

今後は、決算時に職員間で確認を行なう内閣率制体制の強化徹底を図り、適正な会計事務処理に努める。

岐阜県監査課長報十印

地方自治法（昭和二十一一年法律第六十七号）第八十九条第一項前段の規定によるもので、回復後段の規定によるものと同一の事項を次のとおり公表する。

令和元年十四年四月一日

岐阜県監査課  
田 加 純 謙  
岐阜県監査課  
岐阜県監査課  
岐阜県監査課  
岐阜県監査課  
中 藤 士 繩  
勝 大 良 直  
士 博 嘉 寛 子

## 1 平成30年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区分		監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	出資・出捐団体 補助金等交付団体		2 2	1 0	0 1
指 定 管 理 者		1	1	0	0
計		5	4	0	1
出資・出捐団体 補助金等交付団体		7 1	5 1	1 0	1 0
指 定 管 理 者		2	2	0	0
計		10	8	1	1
出資・出捐団体 補助金等交付団体		0 0	— —	— —	— —
指 定 管 理 者		0	—	—	—
計		0	—	—	—
出資・出捐団体 補助金等交付団体		0 2	— 2	— 0	— 0
指 定 管 理 者		1	1	0	0
計		3	3	0	0
出資・出捐団体 補助金等交付団体		0 1	— 1	— 0	— 0
指 定 管 理 者		1	1	0	0
計		2	2	0	0
出資・出捐団体 補助金等交付団体		0 0	— —	— —	— —
指 定 管 理 者		0	—	—	—
計		0	—	—	—
合 計		20	17	1	2

※ 「今回措置を講じたもの」については、令和元年8月29日に知事から通知があったもの  
(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

**2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置**

平成 30 年度

(1) 団体監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

所管機関名 出資・出捐団体	団体名	監査結果	講じた措置
地域スポーツ ツ課	公益財団法人岐阜県体育 協会	平成 29 年度の決算において、その他の固定資産のうち車両運搬具 1 件の帳簿価額に長期前払費用として区分すべ き「リサイクル預託金」12,470 円が計上されていたので、速 やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指導事項について、当該法人から、以下のとおり対応し たとの報告を受け、確認した。 平成 30 年度決算の財務諸表において、「リサイクル預託 金」12,470 円を長期前払費用として区分表記した。 今後は、記載内容の不備、漏れ等がないよう、事務局によるチェックを厳格に行い、公益法人会計基準に準拠した財務諸表の作成に努める。

**入余林野整備計画書の認可**

入余林野等に係る権利關係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第四百一十  
九号) 第十一条第一項の規定により、次の入余林野整備組合の整備計画を認可したので、  
同条第三項の規定によるものである。

令和元年十四年一月一日

岐阜県知事 古 田 等

組	仰	仰	事務所の所在地	認可年月日
大	ク	ト	入余林野整備組合 地 高山市朝日町赤澤 1110番	令和元年一月一日

**公共測量の実施**

測量法(昭和二十四年法律第八十八号) 第二十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により川辺町長から次のじおつ公共測量を実施する旨の通知があつたので、  
同法第二十九条において準用する同法第十四条第三項の規定によるものである。

令和元年十四年一月一日

岐阜県知事 古 田 等

- 一 作業機関  
川辺町
- 二 作業種類  
公共測量(基準・底測量)
- 三 作業期間  
令和元年十月一日から
- 四 作業地域  
令和元年十一月一十九日まで

加茂郡川辺町

## 正 誤

(原稿誤り)

令和元年七月十九日第二十一号 保安林の指定の解除の予定（岐阜県告示第百一十四号）一二九頁下段後から一行目中「第二十六条の一第一項」は、「第二十六条の一第一項」の誤り。

## 正 誤

(原稿誤り)

令和元年七月十九日第二十一号 保安林の指定の解除の予定（岐阜県告示第百一十五号）一三〇頁上段前から十二行目中「第二十六条の一第一項」は、「第二十六条の一第一項」の誤り。

令和元年十月十一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県  
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐阜文芸社